

第4回懇談会議論のポイントのまとめ

1 「協働の必要性」について

《主な意見》

- (1) 行政にとっての財政的な効果について、ふれる必要があるのではないか。
- (2) 1段落目は、自律型地域社会の構築のような大きな目標を記述すべき。
2段落目は、行財政を取り巻く状況の関わりで、行政主体ではなく住民との協働が必要であるという流れにした方がよい。
- (3) 「第一線自治体」という表現は修正すべきである。
- (4) 協働の効果のイメージ図で全体の効果も見えし、良く書けている。



《修正の方向性》

- (1)(2) 意見の趣旨を反映し、必要な修正を行う。
- (3) 「第一線自治体」は「基礎自治体」に修正する。

2 「協働の効果」について

《主な意見》

- (1) 各活動主体にとっての効果の中で、「活動の場や事業を展開する機会が広がることにより、組織や財政基盤の安定化につながります」とあるが、全てのケースが該当するとは考えられない。
- (2) 各活動主体にとっての効果の中で、「活動主体が知り合うきっかけとなり、地域のネットワークづくりが図られます」とあるが、ネットワークができたことによる効果も加えるべきである。



《修正の方向性》

- (1) 趣旨を反映し「新たな活動の場や事業を展開する機会が広がることにより、活動の活性化と組織基盤の強化につながります」に修正する。
- (2) 趣旨を反映し、「新たな利用者や参加者の獲得、事業協力者の増加につながる」の記述を加える。

3 「協働の定義」について

《主な意見》

「目的意識の共有化」が重要であるという内容を加えるべきである。



《修正の方向性》

「多様な活動主体と区、または活動主体同士が、それぞれの役割を明確にし、互いの特性を理解・尊重したうえで、地域課題の解決という共通の目的に向かって、連携・協力して活動していくこと。」に修正する。

4 「協働の主体」について

《主な意見》

区民は「区内に住み、区内で働き、学び、活動する人」とあるが、全てを満たす必要があると誤解される可能性があるため、表現を修正すべきである。



《修正の方向性》

趣旨を反映し「区内に住み、働き、学び、または活動する人」に修正する。

5 「協働の形態」について

《主な意見》

- (1) 補助金と助成金の違いを整理して欲しい。
- (2) 協働事業例について、見やすく、理解しやすくなっている。



《修正の方向性》

- (1) 会計上は「負担金補助及び交付金」であり、区では、補助金と助成金について明確な使い分けはしていない。そのため、「助成金の交付」については、「補助・助成」に修正する。

6 「協働の原則」について

《主な意見》

- (1) 「時限性の原則」は言葉が硬いので、「評価実施の原則」に修正した方が良い。
- (2) 行政の横の連携の必要性を加えるべきある。



《修正の方向性》

- (1) 「時限性の原則」は「評価の原則」に修正する。
- (2) 第3章「協働を進めるために」の「(1)総合調整組織の設置」の説明文の中で記述する。

7 「協働を進めるために」について

《主な意見》

- (1) 区民の意識改革に関連して、住民が参加するきっかけや地域に埋もれている貴重な財産を引き出す具体例を入れた方が良い。
- (2) 総合調整組織については諮問機関を設置するなど、外部の人間の意見を反映させられる仕組みにするべきである。
- (3) 現在の協定書は所管課によって様式が異なるので、庁内である程度統一した様式を作成するべきである。



《修正の方向性》

- (1) 具体例については事例を調査し、普及啓発事業を実施する際に活用する方向で検討する。
- (2) 趣旨を反映し「協働を推進するにあたっては、区だけで進めるのではなく、各活動主体の意見を反映するための仕組みが必要です」の記述を加える。
- (3) 「協働のガイドブック」を作成する際に、協定書に盛り込むべき共通事項について検討する。